国港総第 417 号 国港技第 71 号 令和7年9月26日

各地方整備局 総務部 総括調整官 殿 港 湾 空 港 部 長 殿

(参考送付)

北海道開発局 港湾空港部 港湾行政課長 殿 港湾空港部 港湾建設課長 殿 沖縄総合事務局 開発建設部 管理課長 殿 開発建設部長 殿

港湾局 総務課長 技術企画課長 (公印省略)

港湾及び海岸工事における総合評価落札方式 技術提案評価型SI型の試行

港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用については、「港湾空港等工事に おける総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成27年3月16日付け国港総第455号、国 港技第106号)」に基づき実施されているところである。

同ガイドライン(最終改正令和5年12月20日)において、発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対して施工上の特定の課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待できる方式として技術提案評価型S型を規定しており、港湾空港等工事において広く実施されている。しかしながら、技術提案評価型S型においては、標準案に対して設計図書の変更を伴う技術提案が認められておらず、また発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その予定価格の範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格での評価を行うことから、技術提案の履行に要するコストも入札価格に含まれるため、競争参加者にとって費用を要する発展的な提案を行うことが難しいという課題がある。さらに今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年3月31日法律第18号)が令和6年6月に改正され、同法第7条2項および同6項において「価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等」を、経済性に配慮しつつ採用するよう努めることが発注者の責務とされた。

これを受け、上記ガイドラインに規定する港湾及び海岸工事の総合評価落札方式(技

術提案評価型)の一類型として、発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様に対して、競争参加者から、一定の範囲内で費用を計上することを前提として、軽微な設計図書の変更を許容した技術提案を求める「技術提案評価型SI型」を別添のとおり令和7年10月1日以降に公告を開始する案件から試行することとしたので通知する。

貴職におかれては、本試行も含め、引き続き公共工事の品質確保に取り組まれたい。 なお、本取扱いについては、今後の試行の実施状況を踏まえ、必要に応じて変更する場 合があるので申し添える。

# 総合評価落札方式 技術提案評価型SI型 試行実施要領

本試行は、「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(以下、「総合評価ガイドライン」という。)に基づき実施している「国土交通省港湾空港関係直轄工事」(以下、「直轄工事」という。)の総合評価落札方式のうち、技術提案評価型の新しい類型として「技術提案評価型SI型」(以下、「SI型」という。)を新たに導入するものであり、以下のとおり実施するものとする。

## (1) 実施目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律 18 号。以下「品確法」という。)が令和 6 年 6 月に改正され、総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等の採用に努めることが発注者の責務として新たに規定された。これを踏まえ、本試行においては、導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい新技術・工法等について、直轄工事における適切な評価および活用を推進し、公共工事の品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を図ることを目的とする。

具体的には、直轄工事の発注に際して、「発注者が公告時の設計図書で示す標準的仕様」(以下、「発注者が示す仕様」という。)に対して、競争参加者から、一定の範囲内で費用を計上することを前提として「軽微な設計図書の変更を許容した技術提案」(以下、「技術向上提案」という。)を求めることにより、民間企業の優れた技術力・ノウハウの活用を図るものである。

### (2) 対象工事

現行の総合評価ガイドラインにおいて「技術提案評価型S型」(以下、「S型」という。)を採用することが想定される直轄工事のうち、競争参加者の技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更(目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む)により、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上等が期待される場合や、新技術・工法等の活用が期待できるものをSI型の対象工事として選定する。なお、選定にあたっては、工事の規模が大きいほど効果的な提案が得られやすいことから、当面の間、港湾及び海岸工事におけるWTO又はAランク案件を対象とする。

### (3) 競争参加資格等

対象工事の競争参加資格は、S型と同様の条件を設定するものとするが、技術向上提案を求めるにあたって追加の競争参加資格等を設定する必要があれば、発注者において適宜設定する。

# (4) 発注手続きに係る期間・手続きフロー等

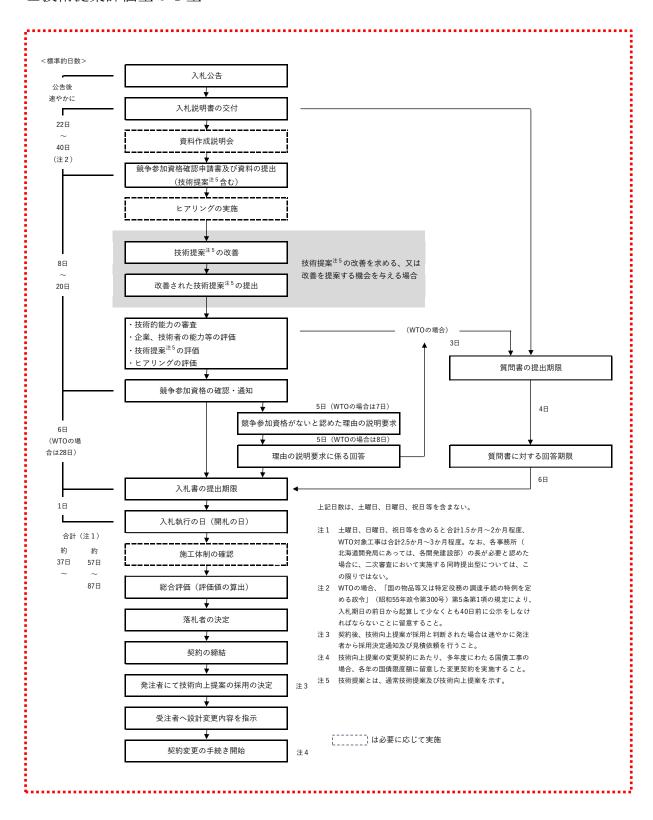
SI型で求める技術向上提案は「S型で求める技術提案」(以下、「通常技術提案」という。)より高度となることが想定されることから、競争参加者が提案の作成に要する期間及び発注者が提案を審査する期間を確保するため、手続きに要する期間をS型より長く設定することとする。具体的な期間としては、

- ・ 「入札説明書の交付」から「競争参加資格確認申請書等(技術向上提案及び 通常技術提案を含む)の提出」までの期間:4週間~8週間程度
- ・「競争参加確認申請書等(技術向上提案及び通常技術提案を含む)の提出」から「競争参加資格の確認・通知」までの期間:8日~1ヶ月程度

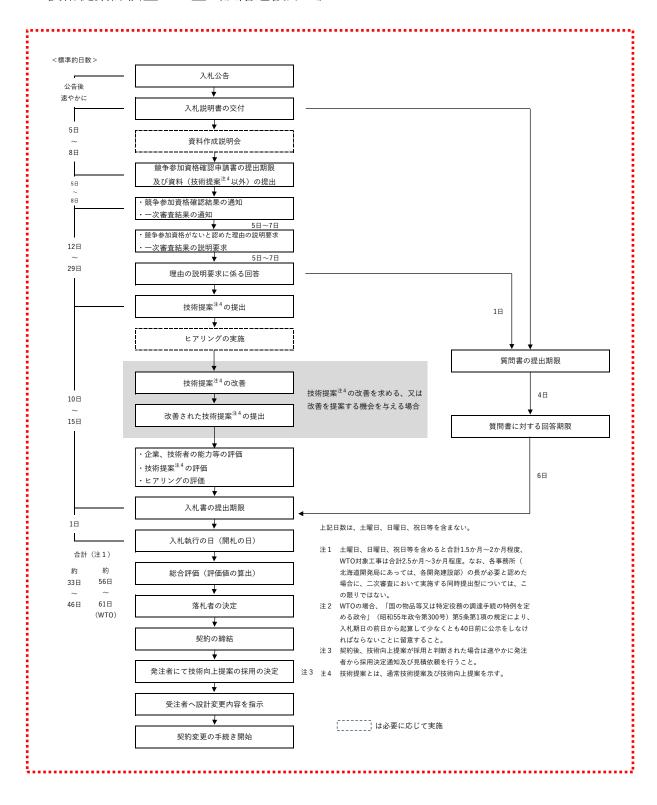
を標準とし、各発注者のS型や技術提案・交渉方式(「国土交通省港湾空港関係直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づき運用するもの、以下同じ。)の発注における運用を踏まえつつ、工事内容や技術向上提案の内容に応じて適切に設定する。

標準的なフロー図は以下の通り。

# ■技術提案評価型S I 型



# ■技術提案評価型SI型(段階選抜方式)



## (5) 求める技術向上提案の設定

### ①設定するテーマ数

SI型においては、通常技術提案テーマと技術向上提案テーマの双方を設定することとし、それぞれの提案テーマの数は1つを標準とする。通常技術提案テーマと技術向上提案テーマの総数は、S型での運用も踏まえ、競争参加者の過度な負担とならない範囲で設定するものとする。

## ②テーマに対する技術提案の数、分量等

S型における技術提案については、技術提案書の分量の目安を示すことや、複数提案を誘発しない評価方法(複数提案部分は加点評価対象としない、又は最も評価が低い提案で評価する等)を用いる等、競争参加者に過度の負担をかけないための対策を発注者に求めているところであるが、SI型において技術向上提案を求めるに際しても、提案の数の上限や分量を適切に設定すること等により、競争参加者に過度の負担をかけないよう努めるものとする。

例)

- ・技術提案書の記述量は、1つの技術向上提案テーマにつき  $A4 \cdot 1 \sim 2$  枚まで とする。
- ・技術向上提案テーマの数については各テーマにおいて最大1つとする。(ただし、一連となり効果を高める複数の技術を組み合わせた提案は1つとして評価する。)

### ③技術向上提案テーマの内容

技術向上提案テーマは、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上や新技術・工法等の活用が期待されるテーマを設定する。

具体的には下記のようなテーマを想定しており、各工事の実情に応じて各発注者 で適切に設定するものとする。

- 1) 導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
  - ・港湾建設現場の生産性向上に資する新技術・工法
  - ・一定の制約条件下(冬季風浪や漁業活動など)における工期を遵守するための新技術・工法
  - ●●工における品質を確保するための新技術・工法
- 2) より安全性の高い工法等の採用
  - ・ 潜水作業時の安全性の向上
  - 一般航行船舶への安全性向上
  - ●●工施工時における安全対策
- 3) 海洋構造物に対する維持管理性の高い仕様の採用
- 4) 脱炭素化推進に係る資材の採用

- 5) 環境保全に資する工法等の採用 等
- また、設定にあたっては当面の間、以下の点に留意する。
  - ・技術向上提案を求める対象範囲を可能な限り明確に設定するものとする。また、技術向上提案テーマと通常技術提案テーマを明確に区分して設定する。 (テーマ設定の考え方の例)
    - ▶ 上限額以内で実現可能な提案を求めることからも、提案を求める対象 (工種・箇所)や、段階を明示することが望ましい
    - ▶ 効果の高い提案を求めるため、「グラブ浚渫、土運船運搬、揚土作業」、 「消波ブロック積込み、運搬、据付作業」のような一連の流れに対して 提案を求めることも可能
    - ▶ 「本工事の目的物となる構造物の維持管理において想定される課題と、 その課題へ対応するための本工事(設計、材料、工場製作、現場作業等 の各段階を含む)における対策」を求める等、対象工事の課題とその対 策を評価対象に含むことも可能
    - ▶ 技術向上提案テーマを「新技術活用」、通常技術提案テーマを「生産性向上」とするような、競争参加者がどちらのテーマで提案するか判断することが困難となるようなテーマは設定しない(提案を求める対象や観点を明確に分離することが望ましい)
  - ・コスト縮減を求める提案は技術向上提案テーマとして設定しない。
  - ・現在、港湾局で実施中の試行工事において、積算計上することとなっている ものについては、技術向上提案テーマとして設定しない。(例:休日確保評 価型試行工事(工期指定)、低炭素型作業船導入効果試行工事等)

### ④技術向上提案に関する費用の明示

発注者が示す仕様と比較して技術向上提案の実施に必要な費用が大きい場合で、 発注者が当該技術向上提案の採用を決定した場合は、発注者から通知を行い、当該 費用について設計変更の対象とする(当初の入札においては、技術向上提案の実施 に要する費用について、予定価格、入札価格の双方に含めないものとする)。

また、当該技術向上提案に要する費用の上限は、公告時点における予定価格の 5%の範囲内で、技術向上提案テーマや工事内容等に応じて、発注者において適切 に設定する。この際、技術向上提案の金額により予定価格が競争参加者に類推され ないよう留意する。

このため、技術向上提案テーマの設定にあたっては、発注者が上限金額を公告図書に明示するとともに、競争参加者(提案者)において当該提案の実施にかかる概算費用を提案書に明示させることとし、具体的には次のように取り扱う。公告図書に明示した上限金額については、公告時点から開札時点における予定価格に変動があったとしても変更しないものとする。なお、同費用の考え方については(9)も参照のこと。

## <発注者による明示>

設定する技術向上提案のテーマに対して、当該提案の実施に必要な費用の上限額を「〇〇百万円以内(税抜き)」という形式で設定し、入札説明書に明記する。

# <提案者による明示>

提案ごとの概算費用(一般管理費、間接工事費等を含み、税抜き。技術向上提案部分にかかる提案内容の実施にあたり必要な調査・測量・設計、施工中の品質管理・ 出来形管理費用も概算費用に含む)を技術向上提案の提案書へ記載するよう求める。

# (6) 技術向上提案の配点及び評価

SI型における技術向上提案の評価点は、S型の配点において技術提案に配分されている点数の一部として設定するものとする。例えば総合評価ガイドラインの 3-4 節(評価基準及び得点配分の設定例)において提示しているS型(WTO 以外)の配点例における⑨技術提案、あるいはS型(WTO)の配点例における③技術提案の配点の一部を技術向上提案の評価点に置き換えて設定する。

通常技術提案と技術向上提案の点数配分については、当分の間、技術提案に関する配点の合計に対して技術向上提案の配点が占める割合が1/2から1/3の範囲になるように設定するものとする。

技術向上提案の評価にあたっては、当該提案によりどの程度当該工事の品質が向上するかを評価すべきであるため、安易にキーワードの数により評価したり、競争参加者を選別するために無理に評価に差をつけたりするのではなく、品質への効果を評価し、加算点に反映することとする。そのため、発注者は評価を行うに当たり、発注者が示す仕様による品質を十分に理解しておくことが重要である。

具体的な評価項目及び評価基準としては、S型および技術提案・交渉方式における評価の運用状況を参考に、各工事の課題に応じた的確性及び実現性を評価項目とし、それぞれについて三段階程度で定性的に評価するものとし、下記の例を踏まえて発注者において設定する。

## 評価項目 (例)

的確性	以下の場合に優位に評価する。					
	・建設現場における与条件が適切に理解されている場合					
	・目的物の構造、施工方法が提案されている場合					
実現性	以下の場合に優位に評価する。					
	・提案された目的物の構造、施工方法等の実施事例や類似					
	業務、学術論文の実績があり、提案に十分(具体的な)裏					
	付けがある場合					

## 評価基準 (例)

的確性	評価基準	配点※		評価基準	配点※
	高い 10 実 現		高い	1 0	
	やや高い	5	性	やや高い	5
	標準的な提案	0		標準的な提案	0

※標準的な WTO 対象工事(技術提案に対する配点が 60 点)で、技術向上提案の 配点の割合を 1/3 とした場合

なお、提案者に明示させた技術向上提案の実施に係る概算費用の多寡については、技術向上提案の評価対象としないが、提案書に記載された概算費用の合計が発注者の提示する上限額を超過している場合は、当該技術向上提案について評価しない。また、S型において過度な費用を要する提案(いわゆる「オーバースペック」)については優れた提案であっても優位に評価しない運用としており、技術向上提案の実施に要する費用を適切に価格に反映する観点から、SI型においても過剰な品質の向上を謳う技術向上提案については優位に評価しない。

発注者が示す仕様で指定する資材の一部を特定の資材に置き換えることのみを 提案することは、競争参加者の技術力を評価することにつながらないため、評価し ない。ただし、競争参加者が自ら研究開発した資材の活用についてはこの限りでな い。

著しく他の構造と連続性が異なる構造の提案や工期の延伸を伴うものなど、「港湾工事の契約変更事務ガイドライン(令和7年3月)」に示す重要な変更に該当する提案、将来の維持管理に影響を与える構造の提案については評価しない。

ICT活用施工に掛かる技術については、技術向上提案として評価しない。ただし、ICT活用施工に掛かる技術を応用(別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む)した技術向上提案については、その応用部分(付加的な内容)についてのみ評価対象とする。

技術向上提案とあわせて求めている通常技術提案については、S型において各発注者が運用している基準等で評価を行うものとする。また、技術向上提案に対する理解度を確認するため必要に応じて配置予定技術者へのヒアリングを実施することとする。この際、通常技術提案についてのヒアリング結果(技術提案への理解度)を評価対象として設定し加算点に反映する場合は、技術向上提案への理解度についても同様に評価対象として設定することができる。

提案された技術向上提案について評価した結果は、各発注者のS型における技術 提案の評価結果の通知に関する運用を踏まえて、適切に提案者に通知するほか、S型と同様の方法で適切に情報公開を行うものとする。(評価結果を入札前に通知することを妨げない。)

## (7)技術向上提案の採用の決定

落札者の技術向上提案の採用を判断するにあたっては、各発注者において第三者委員会に諮り、その審議結果を踏まえて各発注者が判断するものとする。第三者委員会においては、当該工事の特性と技術向上提案の実施により期待される効果等を総合的に勘案し、当該提案の採用が発注者の求める工事品質の向上に適切に寄与するか、設計変更が妥当かといった観点から審議するものとする。

第三者委員会の開催方法としては、S型の個別の案件において各競争参加者の技術提案を評価するために総合評価委員会を開催する場合と同様の枠組みで開催し、技術向上提案の評価とあわせて各提案の有効性を審議する方法を基本とするが、落札決定後に別途第三者委員会を開催する方法も考えられる。

技術向上提案を採用するか否かは、契約後速やかに発注者から受注者に通知(技術向上提案の一部のみを実施させる場合は、その旨及び実施範囲等)し、当該通知に係る工事内容が着手される期日までに変更契約を行う。

# (8) 技術向上提案に関する費用の契約変更

発注者は、通知後、当該通知に係る工事内容が着手される期日までに変更契約を 行うため、当該技術向上提案に係る見積りを受注者に提出させる。また、発注者は 当初契約の設計図書に技術向上提案を反映させ、費用を計上する指示を行うものと する。ただし、工事着手は変更契約締結後とする。

当該通知内容については、変更契約を行うことで、受注者に履行義務が生じるものと解される。このため、入札説明書等においては、「技術向上提案について発注者が採用を決定した場合は変更契約を行い、当該提案の履行義務を負う」ことを明記する。

## (9) 技術向上提案に関する費用の考え方

技術向上提案の実施にかかる費用の考え方は以下の通りとし、競争参加者に適切に周知すること。

## ① 提案時の概算費用

技術向上提案の提出段階においては、提案者の負担を考慮し、詳細な見積りの提出は求めない。

提案の評価やヒアリングに際し、当該提案の実現可能性に疑義が生じた場合等、 発注者としての判断材料が不足した場合には、提案者に当該概算費用を算出した際 の考え方について説明を求めることができる。ただし、この場合でも、概算費用の 多寡については技術向上提案の評価対象としないことに留意し、提案者の過度な負 担とならないよう配慮する。

## ② 提案内容に応じた費用の上限額の考え方

技術向上提案に係る設計変更により請負代金額を変更する場合の変更額は、発注者が指定する上限額以下で、かつ落札者が技術向上提案の提案書に記載した概算費

用以下とし、以下の(ア)(イ)の考え方による。同変更額には、技術向上提案内容の実施にあたり必要な調査・測量・設計や、施工中の品質管理・出来形管理に要する費用についても含まれるものとする。

(ア)発注者が示す仕様(材料や数量等)を置き換えず、工事内容を純増させる 提案の場合

当該追加内容の増工に必要な費用が発注者の示す上限額以内となるような提案を求める。提案書に記載する概算金額は、増工に要する費用の概算額とする。

(イ) 発注者が示す仕様の一部を置き換える提案の場合

当初契約の設計書における一部の数量を減じて技術向上提案内容を増工することから、当該数量減及び増工を設計変更対象とした場合の当初契約額との差額が、発注者の示す上限額以内となるような技術向上提案を求めるものである。提案書に記載する概算金額は、上記の差額の概算額とする。

## ③ 採用決定後の見積りの徴収と単価の考え方

技術向上提案の採用通知を行った場合は、受注者から当該提案部分について見積りを徴収し、協議により請負代金額の変更額を決定するものとする。ただし、評価した結果、加点評価対象としない提案については、変更契約の対象外とする。原則として、請負代金額の変更にあたっては、通常の総価契約単価合意方式と同様に扱う(本方式を適用しない場合も同じ)が、単価の時点については、技術向上提案の採用通知時点単価ではなく当初契約と同じ時点の単価を用いて積算することとするほか、技術向上提案に含まれる追加工事内容に関する変更額の算定における単価の算出方法については以下の考え方を用いる。

- (ア) 当初契約の合意単価表に含まれる単価 原則として合意単価を採用するものとする。
- (イ) 当初契約の合意単価表に含まれないが、「港湾請負工事積算基準」に規定された方法で積算可能な単価

原則として官積算に用いる資料により単価を設定するものとする。

(ウ) 上記以外の単価

受注者の見積りの妥当性を発注者において確認した上で、見積りにより 単価を決定するものとする。

ただし、(ア)及び(イ)について、技術向上提案において、独自の材料、工法等を用いるため、当該提案部分に関して当初契約の合意単価や官積算の単価が適用できないことが示されている場合は、(ウ)と同様に見積りを活用した単価を使用することができる。

例)

・コンクリート工で、積算基準上で想定する材料と異なる新しい配合、特殊な

混和剤を採用する場合や、締固め・養生等において積算基準で採用する方法 と異なる工法を採用する場合

なお、技術向上提案内容の実施にあたり必要な調査・測量・設計や、施工中の品質管理・出来形管理に要する費用について、「港湾請負工事積算基準」において共通仮設費として積み上げ計上の対象とされているものは、見積りに含まれた場合は受発注者間の協議の上で設計変更の対象となり得るが、その他の費用は変更契約後の共通仮設費(率計上)に含まれるものとして扱う。

また、合意単価を用いない場合も通常の総価契約単価合意方式と同様に、単価合意書に記載されていない工種が生じた場合で特別な理由がないときは当該工種の官積算単価で積算するが、このほかの場合は、工種単価または細別単位での変更前の官積算単価に対する合意単価の比率を官積算単価に乗じて積算することに留意する。

技術向上提案に係る設計変更後、工事着手後の現場条件の変更による数量変更や、賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額の変更の請求(スライド条項の適用)が生じた場合の設計変更金額の算定にあたっての単価については、通常の設計変更と同様に扱うものとする。なお、数量や工期が増加した場合は、公告図書に明示した上限金額は無効とする。

# 技術提案評価型(SI型)試行に関する入札説明書等記載例

# ■工事の概要

## ●. 工事の概要等

( )本工事は、技術提案評価型S型で求めている技術提案(以下、「通常技術提案」という。)に加えて、軽微な設計図書の変更を許容した技術提案(以下、「技術向上提案」という。)を求める「技術提案評価型SI型」総合評価落札方式の試行工事である。

技術向上提案は、発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様案(以下、「発注者が示す仕様」という。)に対して目的物の仕様や工法(仮設等を含む)の軽微な変更を許容し、さらなる工事品質の向上が図られるテーマについて、競争参加者の提案を求めるものである。提案された技術向上提案について、発注者が採用を決定し設計変更内容を指示した場合は、その提案の実施に必要な費用について変更計上の対象とすることを認めることとする。

# ■技術向上提案の入札時の価格に関する取り扱い

# (●)総合評価の方法

## ●)評価方法

価格及び価格以外の要素として技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、加算点のうち、技術提案に係る評価は、通常技術提案と技術向上提案の各評価点の合計である。技術向上提案に係る費用については、本工事の予定価格に含まれていないため、入札価格に当該費用を含めないこと。

技術提案を求めるテーマは以下の通り

・通常技術提案テーマ:■■工程における××対策

求める提案の数:○つ

・技術向上提案テーマ:●●工程における△△対策

求める提案の数:○つ

提案書の記述量は、1つの技術向上提案テーマにつき A4・1~2 枚とする。

発注者が示す仕様で指定する資材の一部を特定の資材に置き換えることのみを提案した場合は、評価の対象外とする。(ただし、競争参加者が自ら研究開発した資材の活用についてはこの限りではない。)

技術向上提案に関しては、実施に要する概算費用(一般管理費、間接工事費等を含み、税抜き。技術向上提案部分にかかる提案内容の実施にあたり必要な調査・測量・設計、施工中の品質管理・出来形管理費用も概算費用に含む)を算出し、それぞれの提案ごとに提案書に明記すること。

本工事において、求める技術向上の実施に要する費用の上限は、全提案の合計で●●百万円(税抜き)とし、この上限額を超えた提案については評価しない。 技術向上提案の提出にあたっては、概算費用の算出に際しその内訳等の資料の 提出は求めない。ただし、提案の評価にあたり発注者が必要と認めた場合は、ヒ アリング等において当該概算費用を算出した際の考え方について説明を求める ことがある。

(技術向上提案に関する費用の考え方)

技術向上提案に係る設計変更額は、発注者が指定する上限額以下で、かつ落札者が技術向上提案の提案書に記載した概算費用以下とする。

(ア)発注者が示す仕様(材料や数量、施工歩掛等)を変更せず、工事内容 を追加させる提案の場合

発注者の指定する上限以内で、当該追加内容の実施に必要な費用を計上する。

(イ) 発注者が示す仕様の一部を変更し置き換える提案の場合

当初契約の設計書における一部の数量を減じて技術向上提案内容を追加することから、発注者の指定する上限以内で設計変更の差額を計上する。

技術向上提案が採用された場合には受注者より当該提案部分について見積り を徴収し、協議により請負代金額の変更額を決定するものとする。原則として、 請負代金額の変更にあたっては、通常の総価契約単価合意方式と同様に扱うが、 単価の時点については、技術向上提案の採用通知時ではなく当初契約と同じ時点の単価を用いて積算することとする。このとき、単価合意表にない単価で、発注者が単価や歩掛を設定できない場合は、協議の上で見積りを活用した単価を使用することができるので、発注者と協議すること。なお、合意単価を用いない場合も、技術向上提案についての設計変更の積算の考え方は通常技術提案と同様、港湾請負工事積算基準によるものとする。

技術向上提案に係る変更契約後、工事着手後の現場条件の変更による数量変更 や、賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額の変更の請求(スライド条項 の適用)が生じた場合の設計変更金額の算定にあたっての単価については、通常 の設計変更と同様に扱うものとする。なお、数量や工期が増加した場合は、公告 図書に明示した上限金額は無効とする。

# ■ヒアリングの実施【実施する場合】

技術提案の内容について、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

ヒアリングは、技術提案(技術向上提案を含む。)の内容に関する配置予定技術者の理解度を確認することを目的としたものであり、本工事の総合評価の加算点への反映対象となる。

ヒアリングの日時、方法等については提案提出後に別途指示する。

## ■配点割合【例】

S I 型について配点を表で示している場合は、通常技術提案の点数と技術向上提案の点数が明確に判別できるよう当該部分を置き換えること。

※以下の記載案は、標準的な WTO 対象工事(技術提案に対する配点が 60 点)で、技術向上提案の配点の割合を 1/3 とした場合であるが、技術向上提案の配点が占める割合を 1/2 とする等の場合、配点部分の記載を適宜修正すること。(次項目の「■評価基準・評価項目」の記載例についても同様)

加算点のうち、技術提案に係る配点は以下のとおりとする。

- ・通常技術提案テーマ 40点
- ・技術向上提案テーマ 20点

# ■評価基準・評価項目【例:テーマ・配点に応じ設定すること】

技術向上提案に対する技術提案の評価については、的確性、実現性により評価する。

# 技術向上提案テーマに係る評価項目

11 -1 11						
的確性	以下の場合に優位に評価する。					
	・建設現場における与条件が適切に理解されている場合					
	・目的物の構造、施工方法が提案されている場合					
実現性	提案された目的物の構造、施工方法等の実施事例や類似業務、					
	学術論文の実績があり、提案に十分(具体的な)裏付けがある					
	場合					

# 技術向上提案テーマに係る評価基準

	評価基準	配点		評価基準	配点
的	高い	1 0	実現	高い	1 0
確性	やや高い	5	性	やや高い	5
	標準的な提案			標準的な提案	0

技術向上提案の実施に係る概算費用の多寡については、技術向上提案の評価対象としないが、提案書に記載された概算費用の合計が発注者の提示する上限額を超過している場合は、当該技術向上提案について評価しない。また、過剰な品質の向上を謳う技術向上提案については優位に評価しない。なお、著しく他の構造と連続性が異なる構造の提案や工期の延伸を伴うものなど、「港湾工事の契約変更事務ガイドライン(令和7年3月)」に示す重要な変更に該当する提案、将来の維持管理に影響を与える構造の提案についても評価しない。

ICT活用施工に掛かる技術については、技術向上提案として評価しない。ただし、ICT活用施工に掛かる技術を応用(別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む)した技術向上提案については、その応用部分(付加的な内容)についてのみ評価対象とする。

# ■技術提案の評価結果の通知

技術向上提案に対する評価結果の通知は、競争参加資格確認結果通知時に、通 常技術提案及び技術向上提案の双方を通知する。なお、技術向上提案において、 本通知時に加点評価対象としない提案は、変更契約の対象外とする。

技術向上提案内容を採用するか否かは、第三者委員会において審議したうえで発注者において決定し、契約締結後に発注者より通知するものとする。

# ■技術向上提案の履行義務

( )技術評価項目における記載内容の履行に関する事項

通常技術提案テーマに対する技術提案については、受注者の責めにより提案された技術評価項目(付帯条件を付された提案を除く。)が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

技術向上提案テーマに対する技術提案については、契約後、発注者が通知し、変更契約を行った場合は履行するものとする。

発注者が通知し、変更契約を行った後、受注者の責により提案された技術評価項目(付帯条件を付された提案を除く。)が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

# 技術向上提案採用決定通知書(案)

令和 年 月 日

受 注 者 殿

支出負担行為担当官

- ○○地方整備局長
- ○○地方整備局副局長
- ○○地方整備局次長



令和 年 月 日付けで貴社と契約締結した〇〇〇〇工事について、下記の技術向上 提案を採用決定することとしたので、通知します。

併せて、歩掛(単価)の参考とするため、見積の提出も依頼します。

記

1. 採用する技術向上提案

技術向上提案テーマ:●●における△△対策

※技術向上提案の一部のみを実施させる場合は、その旨及び実施範囲等を記載

### 2. 見積依頼

技術向上提案の採用決定通知後〇〇日以内に技術向上提案に要する費用の見積書を提出すること。

なお、見積内容・条件については別添資料を参照のこと。

(注) 1. 提出期限は10日~20日以内を想定

(参考例)

【見積依頼書別添様式】

## 見積内容·見積条件

## 1. 見積内容

採用された技術向上提案についての見積をお願いします。

## 2. 見積条件

- 1) 見積書は、各細別(レベル 4)毎に作成するものとし、根拠資料については 必ず添付するものとする。なお、工事経験等により歩掛を作成した場合は 参考とした工事の特記仕様書若しくは施工計画書等(該当箇所のみで可)を 添付するものとする。
- 2) 見積に使用する単価については、当初契約と同じ時点の単価を用いるものとする。なお、設計労務単価及び機械器具損料等が当局単価と異なる場合は、当局単価に置き換えて検討を行うものとする。
- 3) 見積書作成に要する費用は、貴社負担とする。

様式番号 99

# 工事打合せ簿(指示・協議・承諾・提出・報告・通知書)

受注者名称

現場代理人 〇〇 〇〇 殿

## 監督職員

国土交通技官 〇〇 〇〇

	発調	養者	■発注	者 □受注	主者 発議年	月日 令和	□ ●年 (	▶月 ●日	
発	<b>₹.</b>	<b>浴議事</b> 項	■指示	□協議	□通知	□承諾	□報告		
	光讓		□その	他 (					)
	工事	<b>事</b> 名	•••□	_事					
	※1下記について、契約書第19条に基づき 技術提案評価型S I 型に係る設計変更内容を指示します。								
	(内容) 技術向上提案採用決定通知書に記載の技術向上提案テーマについて、別添のとおり設計変 更内容の指示をします。なお、技術向上提案に係る工事着手については、変更契約締結後に 行うものとします。								
	※技	術向上提	案内容を	を反映させた影	計図書を添付				
	液	系付図		葉、その他	添付図書				
※2翌	更見	込み概算額		万円	□増 □減	但し参え	ち値であり、契約	的変更額を拘束	するものではない
		上記に	ついて	□指示	□承諾	□協議	□提出	□受理	します。
処理	発注者			□その他					
		, <del>1</del>					年月日:	<b>■</b> 377-brt	V
旦	受	上記し(こ	ついて	□水苗	□協議	□提出	□報告	■受理	します。 う
答	注者			□その他					
							年月日:	令和●年●	J 月 <b>●</b> 日

- (注) 1. 該当する□内にレを記入すること。
  - 2. ※1は、書類の種類毎に適宜記載する。
  - 3. ※2は、変更見込み概算額の指示が必要な場合に記載する。